

○	船舶からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示等の一部を改正する告示案新旧対照条文	
○	船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示（平成十年運輸省告示第三百三十七号）	1
○	船体及び排水設備の材料の要件を定める告示（平成十年運輸省告示第三百三十九号）	3
○	船体及び排水設備の溶接継手部の溶接施工方法及び溶接材料の要件を定める告示（平成十年運輸省告示第三百四十号）	5
○	船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示（平成十年運輸省告示第三百七十九号）	6
○	船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示（平成十年運輸省告示第三百八十号）	7
○	船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十号）	8
○	航海用具の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十二号）	11
○	船舶の消防設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十六号）	15

○ 船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示（平成十年運輸省告示第三百三十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（船橋に設ける窓）</p> <p>第三条 規程第百十五条の二十三の三第二項の告示で定める要件は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 極海域航行船の船橋に設ける窓は、次に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>イ 雨水、海水等により水面の視認に影響を及ぼされない窓を船橋の前面に二以上設けていること。</p> <p>ロ 監視場所の位置を複数にする場合その他の管海官庁が必要と認める場合にあつては、窓の枚数の追加その他の管海官庁が必要と認める措置を講じているものであること。</p> <p>二 全長が五十五メートル以上の船舶の船橋に設ける窓は、次に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>イ 透明であり、かつ、視認を妨げるようなひずみのないものであること。</p> <p>ロ 窓枠は、できる限り細いものとし、監視場所、操だ場所その他の船橋内で必要な作業を行う場所のすぐ前方に設けるものでないこと。</p> <p>ハ 船橋の前面に設ける窓の下端は、前方の水面の視認を妨げず、かつ、できる限り低い位置にあること。</p> <p>ニ 船橋の前面に設ける窓の上端は、荒天状態で船舶が縦揺れした状態であっても、監視場所から前方の水平線が視認できる位置にあること。</p> <p>ホ 船橋の前面に設ける窓の上面は、外側に十度以上二十五度以下傾斜していること。</p> <p>ヘ 前号イ及びロに掲げる要件</p>	<p>（船橋に設ける窓）</p> <p>第三条 規程第百十五条の二十三の三第二項の告示で定める要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 透明であり、かつ、視認を妨げるようなひずみのないものであること。</p> <p>二 窓枠は、できる限り細いものとし、監視場所、操だ場所その他の船橋内で必要な作業を行う場所のすぐ前方に設けるものでないこと。</p> <p>三 船橋の前面に設ける窓の下端は、前方の水面の視認を妨げず、かつ、できる限り低い位置にあること。</p> <p>四 船橋の前面に設ける窓の上端は、荒天状態で船舶が縦揺れした状態であっても、監視場所から前方の水平線が視認できる位置にあること。</p> <p>五 船橋の前面に設ける窓の上面は、外側に十度以上二十五度以下傾斜していること。</p> <p>六 雨水、海水等により水面の視認に影響を及ぼされない窓を船橋の前面に二以上設けていること。</p>

七、監視場所の位置を複数にする場合その他の管海官庁が必要と認める場合にあつては、窓の枚数の追加その他の管海官庁が必要と認める措置を講じているものであること。

○ 船体及び排水設備の材料の要件を定める告示（平成十年運輸省告示第三百二十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（船体に使用する圧延鋼材の要件）</p> <p>第三条 船体に使用する圧延鋼材に係る規則第四条の告示で定める要件は、次に掲げる要件とする。</p> <p>一 軟鋼を使用する場合には、その使用箇所に応じて別表第四に掲げる軟鋼を使用すること。</p> <p>二 高張力鋼を使用する場合には、その使用箇所に応じて別表第五に掲げる高張力鋼を使用すること。</p> <p>2  前項の規定にかかわらず、極海域航行船（船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第二条第六項に規定する極海域航行船をいう。以下同じ。）の船体に使用する圧延鋼材については、管海官庁が適当と認めるところによるものとする。</p> <p>（船体に使用する鍛鋼材の要件）</p> <p>第四条 船体に使用する鍛鋼材に係る規則第四条の告示で定める要件は、次に掲げる要件とする。</p> <p>一 日本工業規格S201（1988）「炭素鋼鍛鋼品」の規格に適合するもの又はこれと同等以上の効力を有するものであること。</p> <p>二 溶接されるものにあつては、炭素の含有量が〇・二三パーセント以下であること。</p> <p>三 だ頭材、ピントル、カップリング・ボルト又はキーに使用するものにあつては、降伏応力が二〇〇ニュートン毎平方ミリメートル以上であること。</p> <p>四 だ頭材又はピントルに使用するものにあつては、超音波探傷試験により有害な欠陥がないことが確認されたものであること。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、極海域航行船に使用するものにあつ</p>	<p>（船体に使用する圧延鋼材の要件）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（船体に使用する鍛鋼材の要件）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>四 （略）</p> <p>（新設）</p>

ては、管海官庁が適当と認めるものであること。

(船体使用する鑄鋼材の要件)

第五条 船体使用する鑄鋼材に係る規則第四条の告示で定める要件は

次に掲げる要件とする。

- 一 溶接されないものにあつては、日本工業規格S5101 (1991) 「炭素鋼鑄鋼品」の規格に適合するもの又はこれと同等以上の効力を有するものであること。
- 二 溶接されるものにあつては、日本工業規格S5102 (1991) 「溶接構造用鑄鋼品」の規格に適合するもの又はこれと同等以上の効力を有するものであること。
- 三 だ頭材、ピントル、カップリング・ボルト又はキーに使用するものにあつては、降伏応力が二〇〇ニュートン毎平方ミリメートル以上であること。
- 四 船尾材、だ骨その他の船体の重要な構造部材に用いられるものにあつては、その全体について超音波探傷試験及びその重要な部分について磁粉探傷試験を行い、有害な欠陥がないことが確認されたものであること。ただし、機械加工面については、磁粉探傷試験に代えて液体探傷試験とすることができる。
- 五 前各号に掲げるもののほか、極海域航行船に使用するものにあつては、管海官庁が適当と認めるものであること。

(船体使用する鑄鋼材の要件)

第五条 (略)

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

(新設)

○ 船体及び排水設備の溶接継手部の溶接施工方法及び溶接材料の要件を定める告示（平成十年運輸省告示第三百四十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（溶接施工方法）</p> <p>第一条 規則第五条第一項の告示で定める溶接施工方法の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 一〇二七（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 極海域航行船（船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第二条第六項に規定する極海域航行船をいう。次条において同じ。）の溶接継手部の溶接施工方法は、前二項の規定によるほか、管海官庁が適当と認めるところによるものとする。</p> <p>（溶接材料）</p> <p>第二条 規則第五条第一項の告示で定める溶接材料の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 一〇三（略）</p> <p>2 極海域航行船の溶接継手部に用いる溶接材料の要件は、前項の規定によるほか、管海官庁が適当と認めるところによるものとする。</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

○ 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示（平成十年運輸省告示第二百七十九号）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">第三章 雑則</p> <p style="text-align: center;">（極海域航行船に必要な船体の構造）</p> <p>第四百四十四条の二 極行海域航行船（船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第二条第六項に規定する極海域航船をいう。）に必要な船体の構造は、管海官庁が適当と認めるところによるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p>

○ 船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示（平成十年運輸省告示第三百八十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 船体の水密を保持するための構造</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 上甲板及び暴露された船楼甲板（第十一条～第二十四条の三）</p> <p>第五節（略）</p> <p>（開口の閉鎖装置に関し必要な事項）</p> <p>第二十四条の三 極海域航行船（船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第二条第六項に規定する極海域航行船をいう。次項において同じ。）に備え付けられたハッチカバーその他の開口の閉鎖装置が油圧式のものである場合には、低温状態における閉鎖装置の開閉に支障を及ぼすことのないように適当な措置が講じられたものでなければならぬ。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。</p> <p>2 極海域航行船の船楼端隔壁又は甲板室周壁に設ける出入口その他の開口の閉鎖装置は、防寒衣、防寒手袋等低温による障害から防護するために必要な保護具を着用した者が開閉できるものでなければならぬ。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 船体の水密を保持するための構造</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 上甲板及び暴露された船楼甲板（第十一条～第二十四条の二）</p> <p>第五節（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>



○ 船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（乗艇場所及び招集場所）</p> <p>第二条 規程第二百二十二条の二の二第一項の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 極海域航行船にあつては、イマージョン・スーツ（船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第五十四条の二第三項、第六十条の二第三項、第六十六条の二第一項又は第七十一条の二第一項の規定により備え付けるイマージョン・スーツをいう。第三条第三項において同じ。）又は防寒衣等（防寒衣、防寒手袋等低温による障害から防護するために必要な保護具であつて第十二条の個人用生存設備として備え付けられたものに限る。以下同じ。）を着用している場合においても容易に乗艇することができるように配置されていること。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（脱出経路）</p> <p>第三条 第一種船等（船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第三十七条第一項の第一種船等をいう。以下同じ。）（限定近海船（船舶救命設備規則第一条の二第七項の限定近海船をいう。以下同じ。）を除く。）に設ける脱出経路に係る規程第二百二十二条の三第一項の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一〜九 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 極海域航行船に設ける暴露部の脱出経路は、前二項の規定によるほか、イマージョン・スーツ又は防寒衣等を着用している場合において</p>	<p>（乗艇場所及び招集場所）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 （略）</p> <p>（脱出経路）</p> <p>第三条 第一種船等（船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第三十七条第一項の第一種船等をいう。以下同じ。）（限定近海船（船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第一条の二第七項の限定近海船をいう。以下同じ。）を除く。）に設ける脱出経路に係る規程第二百二十二条の三第一項の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一〜九 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p>

も乗船者が脱出することができるように配置されたものであること。

(非常用生存設備)

第十二条 規程第二百二十二条の十四の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる設備を備えていること。ただし、管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。
    - イ 最大搭載人員と同数の個人用生存設備（防寒衣、防寒手袋その他の低温等による障害から個人を防護するために使用する設備をいう。以下同じ。）
    - ロ 最大搭載人員を収容するため十分な集団用生存設備（テントその他の複数の者が生存のために共有して使用する設備をいう。以下同じ。）
    - ハ 陸上との間で医療に関する連絡を行うことができる設備
    - ニ 十分な量の非常食糧
  - 二 前号の規定にかかわらず、海水がある海域を航行するように設計された船舶（非常の場合において、乗船者が氷上又は陸上に脱出する必要があるものに限る。）にあつては、次に掲げる設備を備えていること。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。
    - イ 最大搭載人員の百パーセントの個人用生存設備
    - ロ 最大搭載人員の百パーセントを収容するため十分な集団用生存設備（容器に格納したものであり、及び氷上を容易に移動することができ、かつ、浮くことができるものに限る。）
    - ハ 前号ハ及びニの設備
  - 三 前号（ハを除く。）に掲げる設備は、乗艇場所又は招集場所の近くであつて、容易に近づくことができる場所に積み付けていること
- 四 第二号に掲げる設備を救命艇又は救命いかだに積み込む場合には

(新設)

、当該救命艇又は救命いかだ並びにそれらの進水装置は、管海官庁が適当と認めるものであること。

五 第二号の船舶にあつては、船体放棄により退船した乗船者が同号（ハを除く。）に掲げる設備に近づくことができる措置が講じられてゐること。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節 船灯等（第二条）</p> <p>第一節の二 <u>せん光灯及び音響信号装置（第二条の二）</u></p> <p>第二節 汽笛（第三条）</p> <p>第二節の二 探照灯（第三条の二）</p> <p>第三節〜第二十七節（略）</p> <p>（船灯等）</p> <p>第二条 船灯及び操船信号灯の要件に係る規程第四百六条の四の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる要件に適合する灯光を発するものであること。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。</p> <p>イ 第一号表第一欄に掲げる船灯等の種類ごとに、同表第二欄から第四欄までに掲げる色、水平射光範囲（水平方向における射光の範囲をいう。以下同じ。）及び光達距離を有するものであること。</p> <p>ロ〜ハ（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p><u>第一節の二 せん光灯及び音響信号装置</u> （せん光灯及び音響信号装置）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節 船灯等（第二条）</p> <p>（新設）</p> <p>第二節 汽笛（第三条）</p> <p>（新設）</p> <p>第三節〜第二十七節（略）</p> <p>（船灯等）</p> <p>第二条 船灯及び操船信号灯の要件に係る規程第四百六条の四の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる要件に適合する灯光を発するものであること。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。</p> <p>イ 第一号表第一欄に掲げる船灯等の種類ごとに、同表第二欄から第四欄までに掲げる色、水平射光範囲（水平方向における射光の範囲をいう。ハ及びニにおいて同じ。）及び光達距離を有するものであること。</p> <p>ロ〜ハ（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>2・3（略）</p>

第二条の二 せん光灯に係る規程第四百十六條の五第一項の告示で定め

(新設)

る要件は、次のとおりとする。

一 次に掲げる要件に適合する燈光を発するものであること。

イ 一三五度の水平射光範囲を有するものであること。

ロ 二海里以上の光達距離を有するものであること。

二 一定の間隔で閃光を発するものであること。

三 第一号イに掲げる水平射光範囲において、前条第一項第一号ハの算式により算定した光度（以下この号において「最小光度」という。）以上の光度を有するものであること。ただし、水平射光範囲の境界から内側へ五度の範囲において、最小光度の五〇パーセントの光度まで減ずることができる。

四 前条第一項第一号ホ(2)括弧書に規定するものを除く。( )に掲げる要件。この場合において、同号ホ(1)及び(2)中「ハ」とあるのは「第二条の二第一項第三号」と読み替えるものとする。

五 手動により作動の開始及び停止ができるものであること。

六 船舶の航行中における動揺、振動、低温等によりその性能に支障を生じないものであること。

2| 音響信号装置に係る規程第四百十六條の五第二項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 短音(約一秒間継続する吹鳴をいう。以下同じ。)及び長音(四秒以上六秒以下の時間継続する吹鳴をいう。以下同じ。)を発することができものであること。

二 船尾方向において音圧が最大となるように設置されていること。

三 船舶の航行中における動揺、振動、低温等によりその性能に支障を生じないものであること。

(汽笛)

第三条 (略)

一・二 (略)

三 短音及び長音を発することができるものであること。

(汽笛)

第三条 (略)

一・二 (略)

(新設)

四 (略)

第二節の二 探照灯

(探照灯)

第三条の二 規程第四百四十六條の八の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 適当な射光を有するものであること。
- 二 船橋から遠隔操作により回転できるものであること。
- 三 全方位にわたって水面を照射することができるよう設置されていること。

(ジャイロコンパス)

第十五條 規程第四百四十六條の二十第一項及び第二項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 マスター・ジャイロコンパスは、操舵位置からその表示を明瞭に読み取ることができる位置に設置されていること。ただし、当該位置にジャイロ・レピータが設置されている場合は、この限りでない。
- 二〇七 (略)

(衛星コンパス)

第十五條の二 規程第四百四十六條の二十の二の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 指針面の表示は、管海官庁が適当と認めるものであること。
- 二 操舵位置からその表示を明瞭に読み取ることができる位置に設置されていること。ただし、管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。
- 三 故障した場合に警報を発するものであること。
- 四 誤操作による補正装置の作動を防止するための措置が講じられているものであること。

三 (略)

(新設)

(ジャイロコンパス)

第十五條 規程第四百四十六條の二十第一項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 マスター・ジャイロコンパスは、操舵位置からその表示を明瞭に読み取ることができる位置に設置されていること。ただし、当該位置にジャイロ・レピータが設置されている場合は、この限りでない。
- 二〇七 (略)

(新設)

五 第六条第八号から第十四号まで、第十三条第五号並びに前条第四号及び第五号に掲げる要件

(船首方位伝達装置)

第十六条 規程第四百四十六條の二十一の告示で定める要件は、前条第三号から第五号までに掲げるものとする。ただし、国際航海に従事しない総トン数五〇〇トン未満の船舶にあっては、管海官庁の指示するところによるものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(音響測深機)

第十七条 (略)

一〇十二 (略)

2 規程第四百四十六條の二十三第二項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 送受波器(極海域のうち厚さ〇・三メートル以上の海水がある海域を航行するように設計された極海域航行船に備えるものに限る。)

( )は、海水から保護するための措置が講じられているものであること。

二 前項第一号から第十二号までに掲げる要件

(船首方位伝達装置)

第十六条 規程第四百四十六條の二十一の告示で定める要件は、次のとおりとする。ただし、国際航海に従事しない総トン数五〇〇トン未満の船舶にあっては、管海官庁の指示するところによるものとする。

一 故障した場合に警報を発するものであること。

二 誤操作による補正装置の作動を防止するための措置が講じられているものであること。

三 第六条第八号から第十四号まで、第十三条第五号並びに前条第四号及び第五号に掲げる要件

(音響測深機)

第十七条 (略)

一〇十二 (略)

(新設)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節～第十一節（略）</p> <p>第十二節 消防員装具及び消防員用持運び式双方向無線電話装置（第三十条―第三十三条の二）</p> <p>第十三節</p> <p>第十四節 可燃性ガス検定器（第三十六条・第三十七条）</p> <p>第十五節 雑則（第三十七条の二）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第十二節 消防員装具及び消防員用持運び式双方向無線電話装置</p> <p>（消防員用持運び式双方向無線電話装置）</p> <p>第三十三条の二 極海域を航行する第一種船等又は第三種船等に備え付ける消防員用持運び式双方向無線電話装置は、低温によりその性能に支障を生じないものでなければならない。</p> <p>第十五節 雑則</p> <p>（極海域を航行する船舶の消防設備に必要な事項）</p> <p>第三十七条の二 極海域を航行する第一種船等又は第三種船等に備え付ける消防設備は、防寒衣、防寒手袋等を着用した状態で操作等行うのに支障がないものでなければならない。</p> <p>2 極海域を航行する第一種船等又は第三種船等に備え付ける消防設備の消火剤は、その使用目的に応じ、適切なものでなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節～第十一節（略）</p> <p>第十二節 消防員装具（第三十条―第三十三条）</p> <p>第十三節</p> <p>第十四節 可燃性ガス検定器（第三十六条・第三十七条）</p> <p>（新設）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第十二節 消防員装具</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>





